

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原 告 深澤洋子外43名

被 告 東京都知事外4名

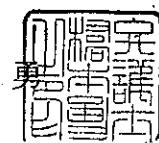
準 備 書 面 (6)

平成18年7月4日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋 本



被告ら指定代理人

中 村 次



同

平 野 善



同

貫 井 彩



同

藤 本 清 孝



同

前 田 康 行



同

吉 野 正 祯



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

森 田 雅 文



同

吉 原 信 貴



同

井 上 学



被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人

後 藤 謙



同

熊 本 敬 清



同

玉 田 嘉 喜



同

大 和 田 隆 夫



同

大 坪 安 則



同

内 野 祐 章



同

向 山 公



被告東京都財務局経理部総務課長

指定代理人

鳥 海 正 富



被告東京都水道局長指定代理人

山 室 徳



同

徳 永 宏 幸



同

藤 代 将 彦



同

佐々木 宏 章



被告らは、平成18年4月11日付け原告準備書面(6)に対し、以下のとおり認否する。なお、同書面に対する被告らの反論は、これまで準備書面で述べたほかは、平成18年7月4日付け被告ら準備書面(7)のとおりである。

1 「はじめに」は否認又は争う。

第4次フルプランは、平成12年（2000年）以降も平成13年9月18日（平成13年国土交通省告示第1458号。乙第94号証）及び平成14年12月11日（平成14年国土交通省告示第1077号。乙第95号証）に改定されているところであり、現時点でも有効な計画である。

2 第1章について

(1) 同第1について

ア 同第1、前書きは争う。

イ 同第1、1について

国土交通省がウォータープラン21で降雨の大小を3段階に区分していること並びに③及び④は認め、その余は否認する。

ウォータープラン21では、次のとおり定義されている（乙第96号証22頁、23頁、44頁及び45頁）。

① 通常の年

昭和31年から昭和50年までの20年間で2番目の少雨の年を想定。全国合計の水資源賦存量で見れば、昭和51年から平成7年までの20年間で5番目の少雨に相当

② 水不足の年

昭和51年から平成7年までの20年間で2番目の少雨を想定

⑤ 先行開発水量

水資源開発には長時間を要し、かつ開発適地も限られていることなどから、利水者が自らの将来需要増に備え、その負担において、

先行的に確保した水資源開発水量

ウ 同第1、2について

同第1、2(2)は「同プランは、」を削除し、「安全性」を「安定性」に訂正の上、認める。引用文はウォータープラン21の記述ではなく、ウォータープラン21を刊行物とした際の「寄せ書」である。

同第1、2(3)のうち、ウォータープラン21に「「通常の年」であれば、全国計では生活用水も工業用水もほぼ安定的な供給可能量が需要量を上回っている」という記述があることは認める。

その余は争う。

エ 同第1、3について

(ア) 同第1、3(1)のうち、「平成17年版日本の水資源」（乙第97号証）によれば、都市用水の使用水量（取水ベース）について平成7年（1995年）が303億m³、平成14年（2002年）が286億m³であり、都市用水のうち工業用水の取水量について平成4年（1992年）以降減少していることは認め、その余は否認又は争う。

「平成17年版日本の水資源」によれば、都市用水の使用量は、「昭和40年以降増加してきたが、近年は社会・経済状況等を反映してほぼ横ばい傾向にある」であり（乙第97号証29頁末行）、「（1996年）以後、ほぼ毎年漸減して」ではない。

同じく、生活用水の使用量は、「近年ほぼ横ばい傾向にある」であり（乙第97号証31頁3行目及び4行目）、「最近は漸減の傾向になっている」ではない。また、生活用水の使用量の傾向は、「平成11年版日本の水資源」によれば、「昭和50年以降着実に上昇しており、年平均2.3%の伸びとなっている」であり（乙第98号証75頁及び76頁）、「生活用水の増加ストップは、ウォータープラン21の策定作業中から見て取れた傾向である」とはいえない。

同じく、1人当たりの生活用水の使用量は、「近年ほぼ横ばい傾向

にある」であり（乙第97号証31頁末行）、「はっきり減少の傾向になっている」ではない。

(イ) 同第1、3(2)のうち、ウォータープラン21、35頁の引用（原告ら準備書面(6)9頁15行目ないし21行目）は認め、その余は争う。

(ウ) 同第1、3(3)のうち、「平成17年版日本の水資源」212頁の引用（原告ら準備書面(6)10頁下から6行目ないし下から3行目）は認め、その余は争う。

(2) 同第2について

ア 同第2、1について

同第2、1(2)のうち、「平成17年版日本の水資源」によれば、平成14年度末の水道普及率が96.8%であること、生活用水について1人1日平均使用量が平成7年（1995年）に322㍑、平成14年（2002年）に316㍑であることは認める。

同第2、1(3)のうち、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測（原告ら準備書面(6)13頁5行目ないし9行目）は認める。

その余は争う。

イ 同第2、2について

同第2、2(1)のうち、ウォータープラン21では全国を14ブロックに区分していること、利根川流域は「関東内陸」と「関東臨海」に分けられていること、「関東内陸」は茨城・群馬・栃木・山梨県の合計であること、「関東臨海」は埼玉・千葉・神奈川県と東京都の合計であること、「関東内陸」「関東臨海」には利根川流域と関係のない山梨県と神奈川県が含まれていることは認める。

同第2、2(2)のうち、ウォータープラン21が関東地方の都市用水の需要を増加傾向と予測していたこと及び平成14年（2002年）の関東地方の都市用水の使用水量が年間73.8億m³であることは認める。

その余は不知又は争う。

ウ 同第2、3は不知又は争う。

3 第2章について

(1) 同前書きについて

旧国土庁が、全国総合開発計画に基づき全国水資源総合計画を策定してきたこと、全国水資源総合計画のうち、昭和53年（1978年）に昭和65年（1990年）を目標年とする「長期水需給計画」を策定したこと、昭和62年（1987年）に昭和75年（2000年）を目標年次とする「全国総合水資源計画（ウォータープラン2000）」を策定したこと、第5次全国総合開発計画（平成10年（1998年）3月策定）を受けて、平成11年（1999年）に目標年次を平成22年（2010年）から平成27年（2015年）とする「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」を策定したこと及びウォータープラン21ではウォータープラン2000の水需要予測が下方修正されたことは認める。

その余は不知又は争う。

(2) 同第1について

同第1、1のうち、旧国土庁が、第3次全国総合開発計画（昭和52年（1977年）11月策定）を踏まえて、昭和53年（1978年）8月に長期水需給計画を策定したことは認める。

図2-1は否認する。

長期水需給計画は1日当たりの水の需要予測をしていない。

その余は不知又は争う。

(3) 同第2について

同第2、1のうち、旧国土庁が、第4次全国総合開発計画（昭和62年（1987年）6月策定）を踏まえて、昭和62年（1987年）10月にウォータープラン2000を策定したこと及びウォータープラン2000では長期水需給計画が見直され、水需要予測が下方修正されたことは認

める。

図2-2及び図2-3は否認する。

ウォータープラン2000は1日当たりの水の需要予測をしていない。

その余は不知又は争う。

(4) 同第3について

ア 同第3、1について

旧国土庁が、第5次全国総合開発計画（平成10年（1998年）3月策定）を受け、平成11年（1999年）6月にウォータープラン21を策定したこと、ウォータープラン21ではウォータープラン2000の水需要予測が下方修正されたこと、ウォータープラン21は「我が国においては、依然として生活用水などの需要は漸増傾向にあるものの、経済成長の鈍化や工業用水の回収率の向上、耕地面積の減少、人口の増加率の低下等により、かつてのような水需要の急激な伸びはみられなくなっている。」と記述していることは認める。ただし、ウォータープラン21はウォータープラン2000の達成状況を点検し（乙第96号証10頁ないし14頁）、「平成7年までの水資源開発施設の建設等により、ウォータープラン2000の計画策定期と比較すると、全国的な水需給バランスは改善されつつあるものと考えられる」が（乙第96号証14頁7行目及び8行目）、「現在でも全国各地で渇水が頻発しており、その要因の一つとして、水資源開発施設等の利水安全度の低下が考えられる。したがって、今後、水需給の見通しに当たっては、可能量を再検討し、安定的な水利用が図られるよう、各種施策を展開する必要がある。」（乙第96号証14頁9行目ないし12行目）と結論づけている。

その余は不知又は争う。

イ 同第3、2について

ウォータープラン21が工業用水について微増と予測したが、実績としては減少傾向にあることは認め、その余は不知又は争う。

ウ 同第3、3は否認する。

ウォータープラン21は1日当たりの需要量について予測していない。

4 第3章について

(1) 同第1について

ア 同第1、1について

同第1、1(1)は認める。

同第1、1(2)のうち、「今日までに・・・1988年に策定された水資源開発基本計画（第IV次フルプラン。甲C第5号証）がある」は認められる。

その余は不知又は争う。

イ 同第1、2について

同第1、2(2)のうち、「2000年」を「平成12年度（2000年度）」に訂正の上、「八ッ場ダムは、1988年に閣議決定された利根川・荒川水系における水資源開発計画（「第IV次フルプラン」）によって根拠づけられている。第IV次フルプランの目標年次は、2000年とされていた。」は認める。

同第1、2(3)のうち、平成11年（1999年）に国がウォータープラン21を策定し、ウォータープラン2000の水需要予測を下方修正したことは認める。

その余は不知又は争う。

ウ 同第1、3について

第4次フルプランが期限切れとなり消滅し、利根川水系のフルプランが空白になっていることは否認し、その余は不知又は争う。

前記1で述べたとおり、第4次フルプランは失効していない。

(2) 第2について

ア 同第2、1について

同第2、1(1)のうち、第4次フルプランが消滅していることは否認する。

前記1で述べたとおり、第4次フルプランは失効していない。

同第2、1(2)のうち、第4次フルプランが水道用水・工業用水・農業用水に分類し、利根川・荒川水系に依存する水需要の予測を行っていることは認める。

その余は不知又は争う。

なお、第4次フルプランには原告ら準備書面(6)27頁に掲示する数値の記載はない。

イ 同第2、2及び3は不知又は争う。

5 第4章について

(1) 同第1について

ア 同第1、1について

(ア) 同第1、1(1)について、①のうち「経済成長等」を「経済成長率等」に、②のうち「水源施設が成立している」を「水源施設が完成している」に訂正の上、認める。

(イ) 同第1、1(2)について、「利根川・荒川水系については、首都圏の逼迫した水需要の増大に応えるため、計画上、利水安全度は全国水準よりも低水準である利水安全度1/5により水源開発が進められてきている」(被告ら準備書面(3)第5、3(3)イ、23頁1行目ないし16行目)ことを追加の上、認める。

(ウ) 同第1、1(3)は認める。

イ 同第1、2は争う。

(2) 同第2について

ア 同第2、1について

(ア) 同第2、1(1)のうち、「1日最大給水量」を「一日最大配水量」に、

「給水量」を「配水量」に訂正の上（以下同様）、平成2年度（1990年度）における一日最大配水量が613万m³であったこと、平成4年度（1992年度）における一日最大配水量が617万m³であったこと、平成7年度（1995年度）における一日最大配水量が576万m³であったこと、平成10年度（1998年度）における一日最大配水量が550万m³であったこと、平成13年度（2001年度）における一日最大配水量が539万m³であったこと、平成16年度（2004年度）における一日最大配水量が522万m³であったこと及び平成17年度（2005年度）における一日最大配水量が508万m³であったことは認め、その余は否認する。

都の水道需要は、最近では長期にわたる景気の低迷等の影響により減少もしくは横ばい傾向にある。

(イ) 同第2、1(2)のうち、「一人あたり給水量」を「一人当たり配水量」に、「90年度519ℓ」を「90年度520ℓ」に訂正の上、平成4年度（1992年度）の一人当たり一日最大配水量が522ℓであったこと、平成7年度（1995年度）の一人当たり一日最大配水量が491ℓであったこと、平成10年度（1998年度）の一人当たり一日最大配水量が464ℓであったこと、平成13年度（2001年度）の一人当たり一日最大配水量が444ℓであったこと、平成16年度（2004年度）の一人当たり一日最大配水量が420ℓであったこと及び平成17年度（2005年度）の一人当たり一日最大配水量が406ℓであったことは認め、その余は否認又は争う。

(ウ) 表4-1については、給水人口について、

平成6年度（1994年度）「1,175」を「1,174」に、

平成12年度（2000年度）「1,203」を「1,202」に、

平成14年度（2002年度）「1,225」を「1,224」に、

平成15年度（2003年度）「1,235」を「1,233」に、

平成16年度(2004年度)「1, 244」を「1, 242」に、
平成17年度(2005年度)「1, 253」を「1, 251」に、
一人当たり一日最大配水量について、
昭和61年度(1986年度)「508」を「509」に、
平成2年度(1990年度)「519」を「520」に、
それぞれ訂正の上、認める。

イ 同第2、2について

- (ア) 同第2、2(1)のうち、平成8年度(1996年度)から平成17年度(2005年度)までの間、都の給水人口が77万人増加したこと及び一日最大配水量が68万m³減少していることは認め、その余は不知又は争う。
- (イ) 同第2、2(2)のうち、「2010年」を「2010年頃」に訂正の上、「東京構想2000」において都の人口のピークが平成22年(2010年)頃であるとしていることは認め、その余は不知又は争う。

(3) 同第3について

ア 同第3、1について

都が日量701万m³の水利権を保有していることは否認し、その余は争う。

被告ら準備書面(3)第5、3(2)で述べたとおり(同書面22頁1行目ないし14行目)、都の保有する水源量は日量623万m³であり、その内訳は、取水の安定性が高い安定水源が日量529万m³、取水の安定性に問題がある課題を抱える水源が日量82万m³、河川の流況が悪化した際には、他に先駆けて取水制限を受けることとなる不安定水源が日量12万m³である。

イ 同第3、2及び3は争う。

ウ 同第3、4について

同第3、4(1)のうち、「多摩地域の地下水が・・・統合されている。」は認め、未統合市を含めた揚水量は、年度の限定がないため認否できない。

その余は争う。

(4) 同第4について

ア 同第4、1について

都が、平成15年（2003年）12月に新たに水道需要の予測を行い、平成25年度（2013年度）の一日最大配水量を600万m³としたこと、前回（平成10年1月）策定した水道需要の予測において、平成17年度（2005年度）の一日最大配水量を630万m³としたこと及び四半世紀の間におおむね650万m³程度になるものとしたことは認める。

その余は不知又は争う。

イ 同第4、2について

(ア) 同第4、2(1)のうち、「都はその伸び率を考慮して人口予測を補正し」を「都水道局は計画給水人口を見込むに当たって人口予測を補正し」に訂正の上、「2000年策定の「東京構想2000」で東京都が予測したところでは、・・・1239万人と見込んでいる」とこと及び平成17年度の一日最大配水量が508万m³であったことは認め、その余は不知又は争う。

(イ) 同第4、2(2)及び(3)は争う。

ウ 同第4、3について

(ア) 同第4、3(1)のうち、都の水道需要予測では平成25年度における一日最大配水量が600万m³程度になると見込んでいることは認め、その余は不知又は争う。

(イ) 同第4、3(2)は認める。

(ウ) 同第4、3(3)のうち、平成15年（2003年）12月に行った将

來の需要予測において、一人一日当たり生活用水使用水量が平成25年度（2013年度）に268㍑になるとしていること、東京都の平均世帯人員が平成2年（1990年）から平成12年（2000年）までの10年間で2.47人から2.21人に減っていること及び神奈川県で水道料金の値上げが行われたことについて平成18年（2006年）3月16日に新聞報道があったことは認め、その余は不知又は争う。

エ 同第4、4について

(ア) 同第4、4(1)は争う。

(イ) 同第4、4(2)は認める。

(ウ) 同第4、4(3)は不知又は争う。

(エ) 同第4、4(4)のうち、「一日平均給水量」とあるのを「一日平均配水量」に、「平均給水量」とあるのを「平均配水量」に訂正の上（以下同様）、都の一日平均配水量が平成4年度（1992年度）508万m³、平成7年度（1995年度）489万m³、平成10年度（1998年度）476万m³、平成13年度（2001年度）466万m³及び平成16年度（2004年度）455万m³であったことは認め、その余は不知又は争う。

(オ) 同第4、4(5)のうち、「東京都の予測によれば、・・・導き出している。」は認め、その余は否認する。

有収率とは、有収水量（料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量）を給水量（配水量）で除したものをいう（乙第99号証）。

(カ) 同第4、4(6)ないし(8)は不知又は争う。

(5) 同第5について

ア 同第5、前書きは争う。

イ 同第5、1について

- (ア) 同第5、1(1)のうち、「水道事業者」を「水道事業者等」に訂正の上、「取水制限とは・・・制限されること」をいうものであることは認め、その余は不知又は争う。
- (イ) 同第5、1(2)のうち、「これに対し、給水制限は、・・・時間給水がある。」は認め、その余は争う。

ウ 同第5、2について

- (ア) 同第5、2(1)は争う。
- (イ) 同第5、2(2)のうち、「完成」を「管理を開始」に、「76年」を「77年」に訂正の上、東京オリンピック後に管理を開始したダム等の主な貯水施設が矢木沢ダム（昭和42年（1967年））、下久保ダム（昭和43年（1968年））、利根川河口堰（昭和46年（1971年））、草木ダム（昭和52年（1977年））であることは認め、その余は否認又は争う。
- (ウ) 同第5、2(3)のうち、都において平成6年（1994年）及び平成8年（1996年）に取水制限及び給水制限がなされたことは認め、その余は否認又は争う。

平成9年（1997年）及び平成13年（2001年）の渇水では、取水制限及び積極的な節水の呼び掛けを行った。

- (エ) 同第5、2(4)のうち、平成6年の一日最大配水量が590万m³であることは認め、その余は否認又は争う。

平成6年の渇水では7月15日から取水制限を開始したが、同年の一日最大配水量590万m³は取水制限開始前の7月11日に記録したものである。

- (オ) 同第5、2(5)及び(6)は争う
- (カ) 同第5、2(7)ないし(9)は不知又は争う。
- (6) 同第6は争う。